

令和８年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会

日時：令和８年７月３日（金）１５：００

場所：神戸市総合教育センター７０１号

議 事 次 第

１ 開 会

開会あいさつ

２ 委員紹介、委員委嘱

３ 委員長あいさつ

４ 協議・説明事項

- （１） KOBE◆KATSU の進捗状況
- （２） 今後の方向性取り組みについて
- （３） 意見交換
- （４） その他

５ 事務連絡

６ 閉 会

目 次

- ・ 部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿 P1
- ・ 部活動の地域移行のあり方検討委員会 開催要綱 P2. 3
- ・ 部活動の地域移行のあり方検討委員会 傍聴要綱 P4
- ・ 記録用紙 P5

令和 8 年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿

※敬称略 五十音順

氏 名	役 職 等
あい せ たかひろ 愛瀬 貴大	神戸市立西代中学校 教頭
あさ い ひろゆき 浅井 浩之	神戸市吹奏楽連盟 理事長
いしづ か だいすけ 石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役
お さ か み ほ 小坂 美保	神戸女学院大学 体育研究室 教授
た む ら あつふみ 田村 篤史	神戸市立渚中学校 校長 神戸市中学校体育連盟 副会長
ふじわ ら ひろゆき 藤原 宏行	神戸市民文化振興財団 常務理事
みやざ わ きよ し 宮澤 清志	神戸市 PTA 協議会 顧問
む ら た さとこ 村田 智子	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長
も り た ひろゆき 森田 啓之	兵庫教育大学大学院 生活・健康・情報系教育コース(保健体育) 教授
や ま し た ひろし 山下 宏	神戸市スポーツ協会 常務理事
や ま だ ともゆき 山田 知之	神戸市立長田南小学校 校長 神戸市小学校校長会 会長

部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱

教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 前項により、委嘱する委員の人数は、20名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

- 第3条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。
- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
 - 3 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長の指名)

- 第4条 教育長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。
- 2 委員長は、検討委員会会議の進行をつかさどる。
 - 3 教育長は、委員長にやむを得ない事情があるときは、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討委員会の公開)

- 第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、あらかじめ議題において、次のいずれかに該当する場合、教育長は、会議を非公開で開催することを決定する。
- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討委員会の傍聴については、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、検討委員会を所管する部長が定める。

附 則（令和４年１１月９日決裁）

この要綱は、令和４年１１月１０日より施行する。

附 則（令和６年６月２０日決裁）

この要綱は、令和６年６月２１日より施行する。

附 則（令和７年４月３０日決裁）

この要綱は、令和７年５月１日より施行する。

部活動の地域移行のあり方検討委員会傍聴要綱

教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱(令和4年11月9日決定)第5条第2項の規定に基づき、部活動の地域移行のあり方検討委員会(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に、名前及び連絡先を記入することにより交付する。(但し、連絡先の記入は任意とする。)

2 所定の時間に定員を超えない場合は、受け付けた者に傍聴章を交付する。前項に拘わらず、所定の時間に定員を超えた場合は、受け付けた者の中から抽選を行い、抽選の結果により傍聴章を交付する。

3 傍聴章を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて会議を傍聴する者の定員は20人以内とする。

2 前項の規定に拘わらず、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他円滑な会議の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の項目を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議を所管する部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局職員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて神戸市教育委員会事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを是正するよう命じ、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則(令和4年11月9日決裁)

この要綱は、令和4年11月10日より施行する。

附 則(令和6年6月20日決裁)

この要綱は、令和6年6月21日より施行する。

附 則(令和7年4月30日決裁)

この要綱は、令和7年5月1日より施行する。

令和8年7月3日(金)

部活動の地域移行のあり方検討委員会

令和8年7月3日（金）
KEC701号室 15：00～

コベカツの取り組み状況について

コベカツクラブの募集

1～2次募集の結果

- ・ 約 1,000クラブが登録（1次募集：2025年1月、2次募集：2025年6月）
→ 多くの学校で現在部活動で取り組んでいる種目・活動を選択できる状況に
- ・ 市内全中学1年生（9,084名）のアンケート結果をふまえ、さらに3次募集を実施
→ 地域の実情に応じてきめ細やかに対応

3次募集の結果（2025年11月～12月）

- ・ 指定型（種目・学校を指定）、個別協議型（子どもたちのニーズに応じて）で募集
[募集結果] 108クラブを登録（指定型 | 42クラブ、個別協議型 | 66クラブ）

第1～3次募集あわせ、1,000を超えるクラブが登録

コベカツクラブの主な種目等

○ 現在の部活動で部員数の多い種目

	種目	クラブ数
スポーツ	バスケットボール	84
	サッカー・フットサル	65
	バレーボール	62
	軟式野球	44
	陸上	34
	ソフトテニス	33
	卓球	32
文化・芸術	吹奏楽	60
	美術・絵画・クラフト	37

○ 現在の部活動にない主な新種目

	種目	クラブ数
スポーツ	空手道	54
	ダンス	44
	パラスポーツ・ニュースポーツ	8
文化・芸術	地域・野外活動、農業等	43
	プログラミング・情報処理	28
	料理	19

会費 | 平均 約3,200円 (0～9千円)
 (営利目的にせず、各団体が必要な費用を賄うために設定)

コベカツクラブの主な種目等

やりたいことに、きっと出会える
KOBE◆KATSU

地域 #東灘区 #灘区 #中央区 #兵庫区 #北区 #長田区 #須磨区 #垂水区 #西区

タグ #スポーツ #文化・芸術

種目 #バスケットボール #サッカー #フットサル #バレーボール #軟式野球 #ソフトテニス
#ハンドボール #ソフトボール #ゴルフ #ラグビー #その他球技 #陸上競技 #空手

募集情報 #指導者募集中

をクリック

フリーワード検索も可能

フリーワード検索

※各クラブの情報は随時更新しておりますので、内容が変更される場合があります。

この条件で検索

対象のクラブを選択



CUBE.KOBE バスケットクラブ
西区春日台



KCT-BARCELONA
西区学園東町



SAKURA PRESS 女子
須磨区東落合



SAKURA PRESS 男子
須磨区横尾



◆ コベカツクラブ活動紹介 ◆



SAKURA PRESS
HYOGO

✉ sakurapress.suma@gmail.com



SAKURA PRESS 女子

須磨区東落合

須磨区 スポーツ 指導者募集中 バスケットボール

バスケットをしたい中学生が部活動の代わりに所属して心身ともに成長することを目的とする。部活動の地域展開の受け皿となる地域団体を目指す。総務省等の地域展開のガイドラインおよび神戸市のコベカツの指針に従い活動を行う。指導者は地域住民のバスケットボールの指導経験のある人財を活用する。今後の地域スポーツを担う学生コーチを育成し、地域団体の指導力を向上させる。

種目名・活動名 バスケットボール

コベカツ推進条例（令和8年2月27日施行）

｜ 名称 ｜ 神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例

｜ 目的 ｜

- ・ 中学校部活動の教育的意義を継承・発展させた「コベカツ」を総合的に推進
- ・ 生徒の豊かな人間性の涵養及び活力ある地域社会の形成に寄与する活動に

｜ 主な内容 ｜

- ・ 神戸が進める”コベカツ”の定義づけ
- ・ 市、教育委員会、中学校、コベカツクラブの役割を明記
- ・ コベカツの活動環境を支援する「コベカツ支援基金」の設置

10億積み立て

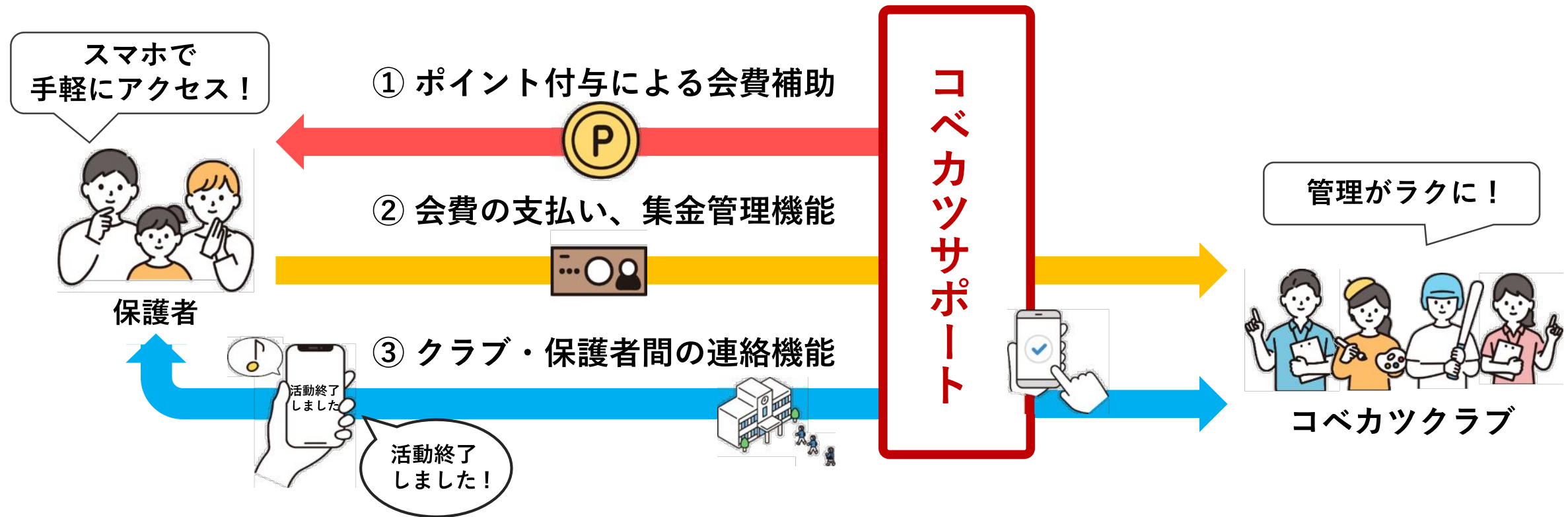
保護者の会費負担の軽減

保護者の会費負担の軽減と、コベカツクラブの運営を支援するシステムを新たに構築する予定です。

〔主な内容〕

- ▶ 保護者に対し、生徒1人あたり月1,500円（就学援助世帯は月3000円）分のポイントを付与します。
（会費の支払いに充当することが可能なポイントです。）
- ▶ コベカツクラブはシステム内で会費徴収・管理を行うことができます。
なお、保護者よりポイント支払いされた会費は現金で振込いたします。
- ▶ クラブと保護者間の連絡ツールとして活用することができます。

コベカツサポート



▶ 7月以降に登録手続きなどをご案内予定、9月から稼働予定です

コベカツの活動環境を整備

簡易照明の設置



AEDの設置・維持



防犯カメラ・キーボックスの設置



楽器の更新・メンテナンス



備品の更新・メンテナンス



公共施設の優先利用・利用料減免



移動が困難な地域での移動支援実証事業

▶ タクシー相乗りのマッチングサービスの実証事業

- ・ 一部エリアで他校への移動手段を確保

[対象] 大沢中学校、淡河中学校、神出中学校

→ 登録が少なく、日常的な移動が困難な地域

- ・ 同じ時間に利用する生徒が相乗り

→ 前日までに保護者がLINEで予約

- ・ 利用者負担なし（全額公費負担）



コベカツのサポート体制（生徒・保護者・クラブ）

▶ 安心・安全ホットライン

→ 電話、メール、対面での相談窓口（平日 9～17時）

▶ “コベカツクラブ事務局”が運営を総合的に支援 （運営ツールの提供、試合のマッチング など）

▶ “コベカツ人材バンク”で、 団体と指導者等をマッチング（2025実績 | 33件）

▶ 大会運営に必要な資格取得を支援 （公認指導者及び審判資格補助）



大会運営支援、コベカツの機運醸成



公式大会等の運営支援



コベカツフェスティバル

- ・ 新人大会（16種目）の運営を支援（2026秋）
- ・ 教員の運営 → 持続可能な運営体制へ

- ・ 生徒、指導者が種目の垣根をこえて
交流するイベントを開催

保険の加入

コベカツの参加にあたっては、万が一の事故に備えて、保険の加入が必須になります。
神戸市立中学生の保険料は神戸市負担となり、**各ご家庭の負担はありません。**

「保険加入」の概要とメリット

- ・ご家庭からの申請を教育委員会でとりまとめて『スポーツ安全保険』に加入します。
- ・補償期間は2027年3月31日までです。
- ・1度の申請で、複数のコベカツクラブの活動に対応できます
- ・参加するコベカツクラブが変わっても、保険に入りなおす必要はありません

対象者

神戸市立中学生（新中学1年生～新中学3年生） かつコベカツクラブの参加者（予定を含む）

対象者となる活動

コベカツクラブが実施する「体験会」「体験入会」「入会後の活動」すべてが対象となります。

コベカツ体験入会

実際にコベカツクラブが登録されている中学校で実施する活動

体験入会実施時期：7月18日（土）～8月31日（月）

各コベカツクラブの体験入会実施概要を一覧にして、コベカツ専用ホームページで生徒・保護者に公表



スケジュール

やりたいことに、きっと出会う
KOBE♦KATSU



2026年4月～ コベカツクラブへの入会についての
問い合わせ受付開始



2026年7月～ コベカツクラブ体験入会の開始
コベカツサポート登録開始

2026年9月 「コベカツ」開始

○神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例

令和 8 年 2 月 27 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、生徒の健やかな成長に大きな役割を果たしてきた中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた地域における生徒のスポーツ・文化芸術活動その他の体験活動を総合的に推進し、生徒の地域における多様な体験や世代間の交流を通じた活動を市民の参画を得ながら促進するとともに、その推進に当たって必要となる経費の財源に充てるための基金について必要な事項を定めることにより、次代を担う生徒の豊かな人間性の涵養及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コベカツ 中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた生徒の地域クラブ活動（地域における生徒のスポーツ・文化芸術活動その他の体験活動をいう。以下同じ。）であって、次条第 1 項の承諾を得て団体が実施するものをいう。
- (2) 中学校 神戸市立中学校及び神戸市立義務教育学校後期課程をいう。
- (3) 生徒 中学校及び神戸市立特別支援学校中学部の生徒をいう。

(コベカツの実施)

第 3 条 地域クラブ活動をコベカツとして実施しようとする団体は、教育委員会に申し込み、その活動の実施について、あらかじめ承諾を得なければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する承諾をするに当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 生徒の豊かな人間性の涵養及び自己実現を目指し、生徒の主体性を尊重するものであること。
- (2) 単なる技術の習得のみならず、社会の一員としての責任感及び規範意識を育むものであること。

(3) 生徒の心身の健全な発達に配慮し、過度な負担を強いるものではないこと。

(4) 誰もが等しく活動に参加できるよう、活動に要する経費が適正かつ合理的であり、営利を目的としないこと。

(5) 適切な安全管理、指導体制及び運営体制が継続的に確保されること。

(コベカツクラブの役割)

第4条 コベカツクラブ（コベカツを実施する団体をいう。以下同じ。）は、コベカツの実施を通じた生徒の健全な育成、地域社会への貢献並びに実施するコベカツの継続及び充実に努めなければならない。

2 コベカツクラブは、コベカツの実施に当たり、生徒の発達の個人差や生徒の成長期における心身の状態に応じて適切に指導を行うものとする。

3 コベカツクラブは、コベカツの実施に当たり、教育委員会及び中学校に活動状況等を共有するなど適切に連携するものとする。

4 コベカツクラブは、コベカツの実施に当たり、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) コベカツの実施における安全の確保及び事故の防止のための措置

(2) 体罰、暴言及びハラスメントの発生防止のための措置

(3) 前2号に定めるもののほか、適正なコベカツの実施に必要なものとして教育委員会が別途定める事項の遵守

(市の役割)

第5条 市は、コベカツに対する市民の積極的な参画を図るために必要な措置を講じるものとする。

2 市は、生徒が主体的にコベカツを選択し、安心して活動に参加できるよう環境整備に努めるものとする。

(教育委員会の役割)

第6条 教育委員会は、コベカツの総合的な推進に必要な施策を実施するものとする。

2 教育委員会は、生徒に幅広い活動の機会を提供するため、必要に応じて、第3条第1項に規定する申込みを受け付けるものとする。

3 教育委員会は、コベカツクラブに対し、当該コベカツクラブの活動状況を確認するとともに、必要に応じて、指導・助言を行うものとする。

4 教育委員会は、コベカツクラブがコベカツを実施するに当たっては、中学校の施設を利用しやすいように必要な配慮をしなければならない。

（中学校の役割）

第7条 中学校は、当該中学校の生徒のコベカツへの参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、当該中学校の生徒に対してコベカツに関する情報提供を行うものとする。

2 中学校は、当該中学校の生徒が参加するコベカツを実施するコベカツクラブから、必要に応じて、当該生徒に関する活動実績の報告を求め、指導又は助言を行うものとする。

3 中学校は、当該中学校の施設を使用して実施されるコベカツに支障が生じないよう、同施設を適正に管理しなければならない。

（財政上の措置）

第8条 市長は、コベカツの総合的な推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（基金の設置）

第9条 コベカツを総合的に推進するため、コベカツ支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第10条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

（1） 市民、事業者等が前条に規定する市のコベカツの総合的な推進に対して行う寄附金額及び市長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額

（2） 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第12条第3項の規定により積み立てる場合に限る。

（3） 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

（基金の管理）

第11条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第12条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上しなければならない。

- 2 前項の収益は、基金設置の目的を達成するための経費に充てるものとする。
- 3 第1項の収益は、前項の規定にかかわらず、基金として積み立てることができる。

(基金の処分)

第13条 市長は、第9条に規定する基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、令和8年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 中学校は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。